

# 福江文化会館

## 施設情報

福江文化会館は、我国で最も新しい城といわれ、数少ない海域として名高い福江(石田)城跡地に建てられています。1,124席(内4席は車イス用)を有する。

大ホールは五島随一で、音響・照明や空調設備は最新の技術を駆使した本格的なものが設置されている。



所在地	〒853-0018 五島市池田町1番2号
TEL	0959-72-5741
敷地面積	11,787m <sup>2</sup>
建築面積	2,718.49m <sup>2</sup>
建築延面積	4,122m <sup>2</sup>

## 施設概要(ホール)



福江文化会館 客席ホール

観客席	固定席 1,016 席 車椅子席 4 席 オーケストラピット移動席 104 席
舞台	間口 16m 奥行 15m 高さ 7.5m
設備	音響反射板 照明調光設備 音響調整設備 映写設備 オーケストラピット
その他	楽屋 3室(和室1室) リハーサル室 1室 72席

	音楽練習室 1室 75席
	展示室 1室 250席
	会議室 1室 60席
	楽屋事務室 1室
駐車場	収容台数 80台



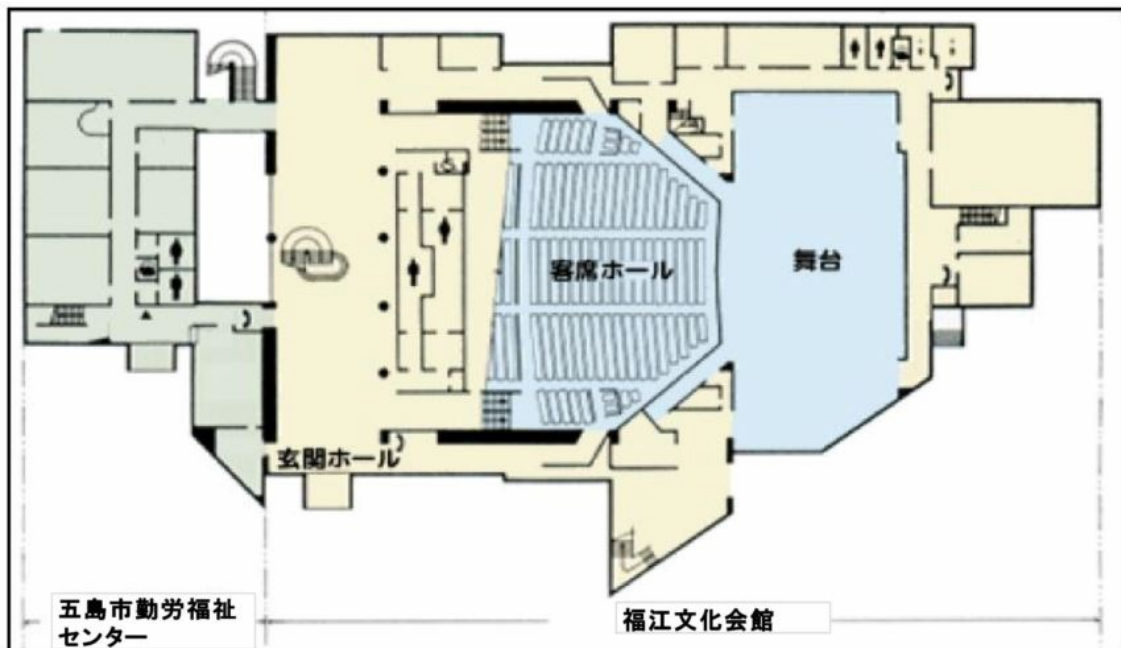
展示室(3F)



音楽練習室(2F)



リハーサル室(1F)



平面図(1F)

ホール等の使用料

種別	使用区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
ホール	平日	8,800円	13,200円	16,500円	22,000円	29,700円	38,500円
	土曜日・日曜日 休日	9,900	15,400	19,800	25,300	35,200	45,100
	会議室	1,100	1,320	1,650	2,420	2,970	4,070
	リハーサル室	1,650	1,870	2,310	3,520	4,180	5,830
	音楽室	1,650	1,870	2,310	3,520	4,180	5,830
	展示室	2,200	2,750	3,300	4,950	6,050	8,250

- 1.「ホール」とは、観客席、舞台、楽屋及びホワイエをいいます。
- 2.「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいいます。
- 3.営利、営業宣伝その他これらに類する目的で使用する場合はこの表に掲げる使用料の倍額とします。
- 4.舞台練習又は舞台準備のため、舞台のみを使用する場合のホールの使用料は、この表のホールの頂に掲げる使用料の3割相当額とします。
- 5.使用区分以外の時間に使用する場合は使用区分を超過して使用する場合は、1時間につき、この表の午後1時から午後5時までの欄に掲げる使用料の2割相当額とします。
- 6.使用区分以外の時間に使用する場合は使用区分を超過して使用する場合において、その時間が30分未満であるときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満であるときは、1時間として計算します。

附属設備料金表一覧

舞 台 設 備	機器名	単位	金額(円)	映 写 設 備	機器名	単位	金額(円)
	所作台	1 式	4,400		映写機(16ミリ)	1 式	3,300
	音響反射板		3,300		スクリーン		880
	松羽目・竹羽目		1,650		スクリーン(移動用)		330
	オーケストラピット		4,400				
	金屏風	1 双	1,100	そ の 他	機器名	単位	金額(円)
	大太鼓	1 式	550		コンサートグランド	1 台	4,400
	舞台幕	1 枚	550		グランドピアノ		2,200
			テレビ中継電源		実費		
			コンセント	1 口	220		
照 明 装 置	機器名	単 位	金額 (円)	冷 暖 房 設 備	機器名	単 位	金額 (円)
	フットライト	1 式	550		ホール	1 時間につ き	3,850
	ボーダーライト	1 列	550		楽屋		220
	アッパー水平トラ イト	1 式	550		会議室		220
	ロア 水平トラ イト		550		リハーサル 室		440
	サスペンションライト	1 台	330		音楽室		440
	シーリング スポットライト		330		展示室		550
	フロントサイド スポットライト		330				
	ピンスポットライト		1,100				
	ピンスポットライト (1kw 以上)		440				
	スポットライト (500w 以上 から 1kw 未満)		330				

1.附属設備(冷暖房設備を除く。以下同  
じ。)の使用料は、午前(午前9時から正  
午まで)、午後(午後1時から午後5時ま  
で)及び夜間(午後6時から午後10時ま  
で)の使用区分をもってそれぞれ1回と  
し、全日(午前9時から午後10時まで)  
使用する場合は、3回として計算します。

スポットライト (500w 未満)		220
効果機		1,100
カラーフィルター	-	実費

2.附属設備を使用区分以外の時間に使用する場合又は使用区分を超過して使用する場合の使用料は、1時間につき、この表に掲げる使用料の4分の1に相当する額となります。

機器名	単位	金額(円)
アンプ	1式	3,300
テープレコーダー	1台	550
レコードプレーヤー		550
コンデンサー マイクロホン	1本	550
ワイヤレス マイクロホン	1CH	1,100
エレベーター マイクロホン	1本	1,100
ダイナミック マイクロホン		330
3点マイクロホン		550

3.附属設備を使用区分以外の時間に使用する場合又は使用区分を超過して使用する場合においてその時間が30分未満であるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満であるときは1時間として計算します。

4.冷暖房設備の使用時間が1時間未満であるときは、1時間として計算します。

5.使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

### その他施設

【勤労福祉センター】

建築面積 503.49m<sup>2</sup>

延床面積 1,521.93m<sup>2</sup>

設備

料理実習室、相談室

託児室、談話室

学童学習室

管理室

和室、娯楽談話室

講習室、研修室

音楽室

軽運動室

### 案内図

